太田市告示第９７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４３条の２第１項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のように委託したので、同条第２項及び太田市財務規則（平成１７年太田市規則第７３号）第４５条第２項の規定に基づき告示する。

令和８年７月２２日

太田市長　　穂積　昌信

１　公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地

(1)　名称　一般財団法人　太田市文化スポーツ振興財団
(2)　所在地　太田市浜町２番35号

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

1. 太田体育施設使用料
2. 尾島体育施設使用料
3. 新田体育施設使用料
4. 藪塚本町体育施設使用料

３　法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和８年４月１日

４　法第２４３条の２第１項の規定による委託をした日

令和８年４月１日